

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 31 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第68号

香川県建設工事執行規則の一部を改正する規則
香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（随意契約によることができる場合） 第 5 条 略 （ 1 ） 予定価格が<u>4 0 0 万円</u>を超えない契約をするとき。 （ 2 ）～（ 7 ） 略 2 ～ 4 略	（随意契約によることができる場合） 第 5 条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。 （ 1 ） 予定価格が<u>2 5 0 万円</u>を超えない契約をするとき。 （ 2 ）～（ 7 ） 略 2 ～ 4 略

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。